

# 事業評価書

子供女性安全対策班の設置

平成27年3月  
国家公安委員会・警察庁

## 子供女性安全対策班の設置

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 政策の背景、目的及び内容

子供や女性を対象とする性犯罪等（子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪をいう。以下同じ。）は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣なものであり、その中には、兵庫県加古川市における小学生女児殺人事件（平成19年10月）、千葉県東金市における女児殺人・死体遺棄事件（20年9月）等、凶悪事件に発展し地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるような事案も発生している。

このような状況下、警察では、子供や女性を犯罪から守るため、子供や女性に対する防犯教室の実施、地域住民に対する情報の発信、防犯ボランティアへの支援、地域警察官による街頭活動の強化等を行っている。

一方、子供や女性の安全を確保するためには、このような被害者側に対する対策に加えて、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するべく子供への声掛けといった前兆的事案を行った行為者に対し警察が先制・予防的に対処する必要があるが、それ自体は犯罪にならない事案やつきまとい等の比較的軽微な犯罪に対しては、体制面の問題から、専従の捜査員を専門に投入することは例外的な場合に限られていた。

こうしたことから、21年4月に全ての都道府県警察本部に、子供や女性を対象とする声掛け、つきまといといった性犯罪等の前兆的事案に係る行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を先制・予防的に講ずる目的で「子供女性安全対策班」を設置したものである。

26年4月時点で、子供女性安全対策班として927人（うち女性警察官249人）が配置されている。

#### (2) 期待される効果

声掛け、つきまといといった子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆的事案の発生後早期にこれらの行為者を特定し、検挙、指導・警告の措置を先制・予防的に的確に行うことにより、子供や女性の被害に係る性犯罪等の被害防止が期待される。

### 2 評価の観点

1 (2)に掲げる政策の効果を、子供や女性を対象とする性犯罪等の被害防止に係る有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

##### ア 子供女性安全対策班による検挙、指導・警告の状況

子供女性安全対策班による検挙、指導・警告の件数、人員を把握するとともに、事例を把握する。

## イ 強姦及び強制わいせつの認知状況

強姦及び強制わいせつの認知件数を、子供女性安全対策班設置の前後で比較する。

## ウ 子供の連れ去り事案の認知状況

子供（13歳未満の者）を被害者とする逮捕・監禁、略取・誘拐の認知件数を、子供女性安全対策班設置の前後で比較する。

## (2) 結果

### ア 子供女性安全対策班による検挙、指導・警告の状況

子供女性安全対策班においては、子供や女性を対象とする声掛け、つきまといといった性犯罪等の前兆的事案に対し、平成21年から26年までの累計で1万8,224人に対し、検挙又は指導・警告を1万8,065件行っている。

表1 子供女性安全対策班による検挙、指導・警告実施状況

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計
検 挙	検挙人員 (①)	893	1,262	1,366	1,359	1,168	946	6,994
	検挙件数 (②)	886	1,253	1,354	1,345	1,163	930	6,931
指導・警告	行為者数 (③)	937	1,764	2,072	2,306	2,258	1,893	11,230
	実施件数 (④)	931	1,746	2,045	2,286	2,244	1,882	11,134
活動総数	人数 (①+③)	1,830	3,026	3,438	3,665	3,426	2,839	18,224
	件数 (②+④)	1,817	2,999	3,399	3,631	3,407	2,812	18,065

表2 子供女性安全対策班による検挙における主な罪名

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計
公然わいせつ	230	364	378	338	271	202	1,783
強制わいせつ(準強制わいせつ及びこれらの致傷罪を含む)	146	171	191	177	165	97	947
強姦(準強姦及びこれらの致傷罪を含む)	18	14	19	19	16	16	102
未成年者・わいせつ目的略取誘拐	7	7	6	3	6	6	35
迷惑防止条例違反(卑わい言動・盗撮)	303	432	479	542	487	419	2,662
軽犯罪法違反(身体露出)	6	7	6	6	9	5	39
軽犯罪法違反(のぞき見)	10	23	23	16	12	8	92
軽犯罪法違反(つきまとい等)	53	71	82	74	41	46	367

## 〔検挙事例〕

### ○ 買い物中の女性に対する盗撮事件

スーパーマーケット店内において、男が買い物中の女性客につきまとい、同人の背後から買い物かごを用いて携帯電話機をスカート内に差し入れ、下着等を盗撮する事案が発生した。子供女性安全対策班において同店店員から不審者の使用車両に係る情報を入手し、所要の捜査を行った結果、41歳の男が被疑者として浮上し、当該事案の発生から約2週間後に再び同店内において同種犯行に及んだ同人を迷惑防止条例違反で現行犯逮捕した。

### ○ 下校途中の小学生女兒に対する公然わいせつ事件

下校途中の小学生女兒等に対し、原付バイクに乗った男が陰部を露出する公然わいせつ事案が発生した。子供女性安全対策班において犯人に係る目撃情報を基に警戒捜査等を行った結果、53歳の男が被疑者として浮上し、同人を公然わいせつ罪により通常逮捕した。

### ○ 通学途中の女子中学生に対するつきまとい事件

徒歩で通学中の女子中学生が車で後をつけられる事案が発生した。子供女性安全対策班において被害者から聴取した結果、約2年前に同様の行為により子供女性安全対策班が指導・警告した42歳の男が被疑者として浮上し、同人を軽犯罪法違反（つきまとい）により検挙（書類送致）した。

## 〔指導・警告事例〕

### ○ 小学生女兒に対する声掛け事案

公園で遊んでいた小学生女兒数名に対し、男が「500円あげるからパンツ見せて。」等と声を掛ける事案が発生した。子供女性安全対策班において所要の捜査を行った結果、26歳の男が被疑者として浮上し、事情聴取したところ当該事実を認めたことから、同人に対して指導・警告を行った。以降、同人による声掛け等の行為は認められていない。

### ○ 女子中学生に対するつきまとい事案

スーパーマーケットで家族と買い物をしていた女子中学生が、店内で不審な男につきまといわれ、更に同男が車で同中学生の自宅付近を徘徊するつきまとい事案が発生した。子供女性安全対策班において防犯カメラや不審者の使用車両等の解析を実施した結果、36歳の男が被疑者として浮上し、同人から事情聴取したところ、「スーパーで女の子を見つけ、好意を持ったので後をつけた。」と当該事実を認めたことから、同人に対して指導・警告を行った。以降、同人によるつきまとい等の行為は認められていない。

## イ 子供女性安全対策班設置前後の強姦及び強制わいせつの認知件数の推移

平成21年（子供女性安全対策班の設置年）から26年の6年間の強姦の認知件数の平均値は、15年から20年までの6年間の平均値を下回っている。

表3 強姦の認知件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
強姦認知件数	2,472	2,176	2,076	1,948	1,766	1,592	1,417	1,293	1,193	1,265	1,409	1,250
指数	174	154	147	137	125	112	100	91	84	89	99	88
うち、被害者が13歳未満	93	74	72	67	81	71	53	55	65	76	69	77
指数	175	140	136	126	153	134	100	104	123	143	130	145

※ 指数は平成21年を100としたもの

	平成15年～平成20年の平均	平成21年～平成26年の平均
強姦認知件数	2,005.0	1,304.5
うち、被害者が13歳未満	76.3	65.8

21年（子供女性安全対策班の設置年）から26年の6年間の強制わいせつの認知件数の平均値は、15年から20年までの6年間の平均値を下回っている。

表4 強制わいせつの認知件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
強制わいせつ認知件数	10,029	9,184	8,751	8,326	7,664	7,137	6,725	7,069	6,929	7,324	7,654	7,400
指数	149	137	130	124	114	106	100	105	103	109	114	110
うち、被害者が13歳未満	2,087	1,679	1,384	1,015	907	936	936	1,063	1,019	1,054	1,116	1,095
指数	223	179	148	108	97	100	100	114	109	113	119	117

※ 指数は平成21年を100としたもの

	平成15年～平成20年の平均	平成21年～平成26年の平均
強制わいせつ認知件数	8,515.2	7,183.5
うち、被害者が13歳未満	1,334.7	1,047.2

## ウ 子供女性安全対策班設置前後の子供の連れ去り事案の認知件数の推移

子供（13歳未満の者）を被害者とする逮捕・監禁については、平成21年（子供女性安全対策班の設置年）から26年までの6年間の認知件数の平均値は、15年から20年までの6年間の平均値を上回っているが、子供（13歳未満の者）を被害者とする略取・誘拐については下回っている。

表5 子供（13歳未満の者）を被害者とする逮捕・監禁、略取・誘拐の認知件数の推移

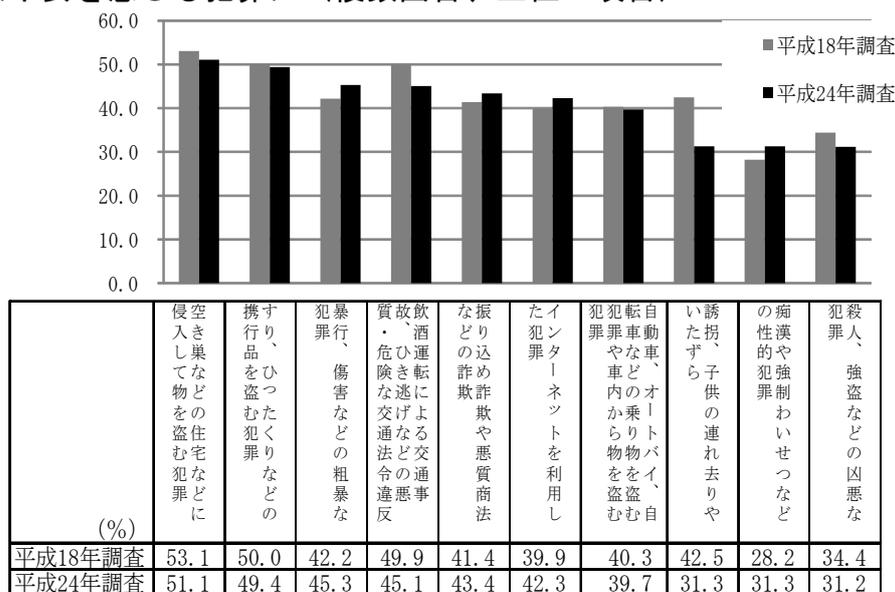
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
逮捕・監禁	12	8	4	8	3	2	7	9	7	7	9	12
指数	171	114	57	114	43	29	100	129	100	100	129	171
略取・誘拐	133	141	104	86	82	63	77	91	83	95	94	109
指数	173	183	135	112	106	82	100	118	108	123	122	142

※ 指数は平成21年を100としたもの

	平成15年～平成20年の平均	平成21年～平成26年の平均
逮捕・監禁	6.2	8.5
略取・誘拐	101.5	91.5

## エ 参考指標～内閣府における「治安に関する特別世論調査」

### <不安を感じる犯罪>（複数回答、上位10項目）



## 4 評価の結果と今後の課題

### (1) 評価の結果

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆事案には、子供に声を掛けること等それ自体は犯罪ではないものが含まれること、それら前兆事案に専門的に対応する体制がなかったこと等のため、地域住民からそれらに対する取締り要望や不安の声が寄せられた場合において、従来は住民等への防犯指導等にとどまることが多かったものが、子供女性安全対策班の設置により、行為者特定のための能動的な活動を行うことが可能となったものであり、子供女性安全対策班においては、子供や女性を対

象とする声掛け、つきまといといった性犯罪等の前兆的事案について、平成21年以降累計で1万8,224人に対し、検挙又は指導・警告を1万8,065件行い、性犯罪等に発展していく危険性を未然に除去している。また、万が一、これらの行為者が再度同種の行為や性犯罪等に及ぶ場合においても、警察が行為者情報を把握していることにより、迅速な検挙が可能となっている。

また、21年（子供女性安全対策班の設置年）から26年の6年間の認知件数の平均値をその前の6年間（15年～20年）の認知件数の平均値と比較すると、強姦、強制わいせつ、子供（13歳未満の者）を被害者とする略取・誘拐については下回っている。その要因としては、様々なものが考えられるところであるが、

- 子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等に対して、子供女性安全対策班による検挙及び指導・警告を行ったことに加え、こうした子供女性安全対策班の活動により得られた情報について、被害者のプライバシーや行為者の人権に十分配慮した上で、学校や通学路の安全対策、被害防止教育、情報発信活動等に活用するなど子供女性安全対策班を活用した総合的な性犯罪等の抑止対策を推進したこと
- 子供女性安全対策班の活動や、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等の比較的軽微と考えられていた事件の検挙を積極的に広報し、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆的事案に対する警察の厳正な対処姿勢を社会に示し、性犯罪等を許さない気運を醸成したこと

等も一因であったものと考えられる。

加えて、24年7月に内閣府が実施した「治安に関する特別世論調査」において「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか。」（複数回答）との質問に対して「誘拐、子供の連れ去りやいたずら」と答えた者の割合は31.3%で、18年12月に内閣府が実施した同様の調査の結果から11.2ポイント減少しており、国民の子供の安全に対する不安感は、依然として高いものの、減少しているものと認められる。3（2）アに掲げたいずれの事例においても、被害者を始めとする関係者から謝辞を受けるとともに、このような警察の対応が、地域住民の安心感や警察に対する信頼感を高めている。

したがって、子供女性安全対策班の設置及び活動は、その効果を定量的に表すことは困難であるが、行為者の犯罪行為の抑制に一定の効果があったものと評価できる。

## (2) 今後の課題

以上のように、子供女性安全対策班の設置及びこれまでの活動には一定の効果があったと考えられるが、平成25年及び26年は子供女性安全対策班による検挙及び指導・警告の件数が前年に比べて減少していることから、今後、研修会等による子供女性安全対策班の情報分析力・捜査力の向上等により、子供女性安全対策班の活動をより強化していくことが必要である。

あわせて、子供女性安全対策班の活動により得られた情報を学校や通学路の安全

対策、被害防止教育、情報発信活動等に一層活用するなど、子供女性安全対策班を活用した総合的な被害防止対策を更に推進していくことが必要である。

#### 5 評価を実施した時期

平成21年4月1日から26年12月31日までの間

#### 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成27年2月20日に開催した第29回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 7 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・犯罪統計

- ※ 平成20年から24年までの数値は、誤りが生じており、現在精査中であるため、26年8月1日現在の数値を基に作成している。

- ・「治安に関する特別世論調査」の概要（内閣府ウェブページ）

#### 8 政策所管課

生活安全企画課